

北上市営建設工事等に係る指名停止等措置基準

(平成4年10月1日市長決裁)

(改正 平成5年9月29日)

(改正 平成11年7月1日)

(改正 平成14年2月4日)

(改正 平成16年4月1日)

(全部改正 平成24年5月16日)

(改正 平成31年4月1日)

(趣旨)

第1 この基準(以下「基準」という)は、市営建設工事等の適切な施工を確保するため、市営建設工事等に係る条件付一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置(以下「指名停止」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、市営建設工事請負資格者(北上市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格等の関する要綱(平成3年北上市告示第15号。以下「要綱」という。)第6に規定する市営建設工事入札参加資格者台帳に登載された者(以下「資格者」という。)が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる措置用件の一に該当するときは、北上市営建設工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえ、情状に応じて別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行った場合において、当該資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならず、当該落札決定については、取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等の指名停止)

第3 市長は、基準第2第1項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、基準第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、基準第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成

員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、別表第1若しくは別表第2に掲げる適用基準又は別表第3及び別表第4に掲げる措置要件の期間の最も長いものをもって指名停止の措置期間とする。

2 市長は、資格者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の資格者が、同時期に、別表各項の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の資格者が、指名停止の期間中に、別表各項の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1、別表第2に定める適用基準（別表第3及び別表第4においては措置要件）の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、資格者について極めて悪質な事由があるため、又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1、別表第2に定める適用基準（別表第3及び別表第4においては措置要件）の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5 市長は、資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。

(2) 別表第2第2項又は第3項に該当する資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2項に該当する資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規

定の適用があったとき。

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する資格者に悪質な事由があるとき。
- (6) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者で、当該審決に至る経緯、内容等から、指名停止の期間を加重することが適当と認められるとき。
- (7) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した疑いで、公正取引委員会の排除勧告又は課徴金納付命令を受けた場合で、審判手続が開始され審決が確定するまでの間に入札に参加又は市と契約を締結する際、資格者が当該工事の入札について談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第2項又は第3項に該当したとき。

2 市長は、指名停止期間が満了した資格者について、別表第2第2項に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、資格者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2項の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止の期間を短縮することができる。

（指名停止期間の変更等）

第6 市長は、指名停止期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、委員会の意見を聴いたうえで、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び基準第4各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止期間中の資格者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止期間の承継）

第7 市長は、指名停止の期間中の資格者について、合併、会社分割、営業譲渡等の

組織変更により当該資格業者の業務を承継した資格者がいることが明らかになったときは、次のとおり当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(1) 指名停止の期間中の資格者が消滅する会社合併の場合において次に該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

ア 承継した資格者の役員の半数以上が消滅する資格者の役員を兼ねているとき又は合併と同時に兼ねることとなるとき。

イ 消滅する資格者の役員又は役員であった者が承継した資格者の株式の過半数を保有するとき。

ウ 消滅する資格者と承継した資格者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき

エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率が1対1以上のとき

(2) 新設合併による指名停止の期間中の資格者の業務の承継については、前号の規定を準用する。

(3) 指名停止の期間中の資格者が会社分割を行ったときは、当該資格者の業務を承継した資格者全者に当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(4) 指名停止の期間中の資格者から営業譲渡を受けた資格者については、営業譲渡の対象となる部門を基準第7第1号の消滅する資格者とみなして基準第7第1号の規定を適用する。

(指名停止の効力)

第8 指名停止の期間が要綱第6条に規定する名簿の有効期間（名簿の有効期間の経過後2年度に係る名簿が作成されるまでの期間を含む。）を超える場合においては、資格者が引き続き名簿に登載されたときは、当該指名停止はなお効力を有する。

(指名停止の通報)

第9 各課等の長は、その所掌する事務に関して資格者が別表各項に掲げる措置要件の一に該当すると認めたとき、基準第13の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は基準第6各項の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止事由通報書（様式第1号）により財務部契約検査課長に通報するものとする。

(指名停止等の通知等)

第10 市長は、基準第2第2項若しくは基準第3各項の規定により指名停止を行い、基準第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がな

いと認めるときは、通知を省略することができる。

2 財務部契約検査課長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、指名停止等通知書（様式第5号）により関係課長に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市営建設工事の施工に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11 契約担当者（北上市契約規則（平成6年北上市規則第8号）第2条第4号に規定する契約担当者をいう。）は、指名停止期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第12 契約担当者は、指名停止期間中の資格者が市営建設工事を下請けし、又は受託することを認めてはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第13 市長は、指名停止を行なわない場合において必要であると認めるときは、資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行なうことができる。

（建設関連業務等の委託契約等に係る競争入札参加資格者に対する指名停止）

第14 建設関連業務等の委託契約及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者に対する指名停止については、市営建設工事の例による。